

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 6月7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器点検において、圧力抑制室ベント管内の水面に異物（プラスチック製キャップ1個）が発見されたため、当該異物を回収	A s	
2	1号機	補助冷却海水系ポンプ出口ストレーナ（A）のドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	1号機	中央制御室設置の電気式圧力調整装置（主タービン制御）盤において、盤内冷却ファンに異音が発せられたため、当該ファンを点検・修理	D	
4	1号機	管理区域内搬出物品測定において、搬出基準汚染密度を超える物品（木製角材2個）が確認されたため、対応検討	D	
5	2号機	原子炉建屋局所（補機冷却ポンプエリア）空調機空調ユニットのファン駆動用ベルトにゆるみ及び異音の発生が認められたため、当該ベルトを点検・修理	D	
6	2号機	原子炉建屋局所（隔離時冷却ポンプエリア）空調機空調ユニットの吸込みフィルタ止めネジの紛失（1箇所）が認められたため、当該ネジを取付	D	
7	3号機	所内変圧器（A）の吸湿呼吸器のシリカゲルにおいて、変色及び劣化が認められたため、当該シリカゲルを交換	対象外	
8	4号機	残留熱除去系熱交換器（B）出口電導度計ラック内にある流量調節器において、固着が認められたため、当該流量調節器を点検・修理	D	
9	4号機	廃棄物処理系床ドレンろ過器出口流量記録計において、ドリフトが認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
10	4号機	廃棄物処理建屋（2階）ミキサー室の制御用空気分配管上流の減圧器シール部に空気もれが認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	5号機	溶接事業者検査計画書の溶接部詳細一覧表の材料寸法に誤記が認められたため、対応検討	C	
12	5号機	タービン建屋内排ガス復水器室の扉において、鍵と鍵穴のずれによる施錠不良が認められたため、当該扉を修理	D	
13	5号機	原子炉冷却材浄化系熱交換器室の扉において、施錠不良（ドアノブの故障）が認められたため、当該部を修理	D	
14	6号機	燃料交換機の電気設備点検において、補助ホイスストロンの押しボタンの外れ及び深度計カバーの割れが認められたため、当該部を修理	D	
15	6号機	廃棄物処理系の弁点検時、硝酸タンク戻り弁空気駆動部において、エアリークが認められたため、当該部を修理	D	
16	6号機	制御棒挿入、引抜、カップリング定例試験において、制御棒引き抜き監視装置の故障表示警報が一時的に発生したため、対応検討	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	集中環境施設	廃液濃縮系濃縮廃液受タンクにおいて、上蓋フランジ部に廃液が漏れた跡が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	集中環境施設	高線量廃棄物保管設備・貯蔵プール作業用プラットフォームの操作ペンダントの荷重値及び深度表示用の液晶に、表示不良が認められたため、当該表示器を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで